

島根がん先進医療費利子補給金交付事業

のご案内

高額な医療費が必要となるがんの先進医療を受ける方やその家族の方で、指定された金融機関のがん先進医療費専用ローンを利用された方に、「島根がん対策基金」から、最大6%分の利子相当額を最大7年間助成します。

(実質、無利子で医療費ローンが利用できます。)

島根がん対策基金（実施主体：ヘルスサイエンスセンター島根）について

平成19年から、がん医療水準の向上のため開始され、集められた募金は、県内がん診療連携拠点病院の高度医療機器整備に役立てられました。

平成22年以降も募金事業は継続され、がん専門医療従事者の養成やがん対策普及・啓発のために役立っています。このたびの利子補給事業によりがん患者への支援にも役立てられます。

○対象となる医療（先進医療とは）

厚生労働省が将来的な保険導入のための評価を行うものとして、保険診療との併用を認めた第2項・第3項先進医療

○この助成制度が利用できる方

次のア、イのいずれにも該当する者

ア 国内でがんの先進医療を受ける予定のある者及びその親族（3親等内）

※ただし、上記、「がんの先進医療を受ける予定のある者」は、現在、県内に住所を有し、かつ、申請日から過去1年以上県内に住所を有している者に限る。

イ 課税総所得が600万円以下の世帯に属する者

○対象融資限度額

300万円を上限

○対象融資利子

年率固定6%（保証料率を含む）以内

○融資期間

最長7年以内

○本利子補給制度が利用できる専用ローン（平成26年1月より運用開始）

- ・山陰合同銀行「島根がん先進医療費ローン」
- ・島根銀行「島根がん先進医療費ローン」
- ・しまね信用金庫「島根がん先進医療費ローン」
- ・島根中央信用金庫「島根がん先進医療費ローン」
- ・日本海信用金庫「島根がん先進医療費ローン」
- ・JAバンク島根信連「JA先進医療費ローン」（平成26年8月より運用開始）



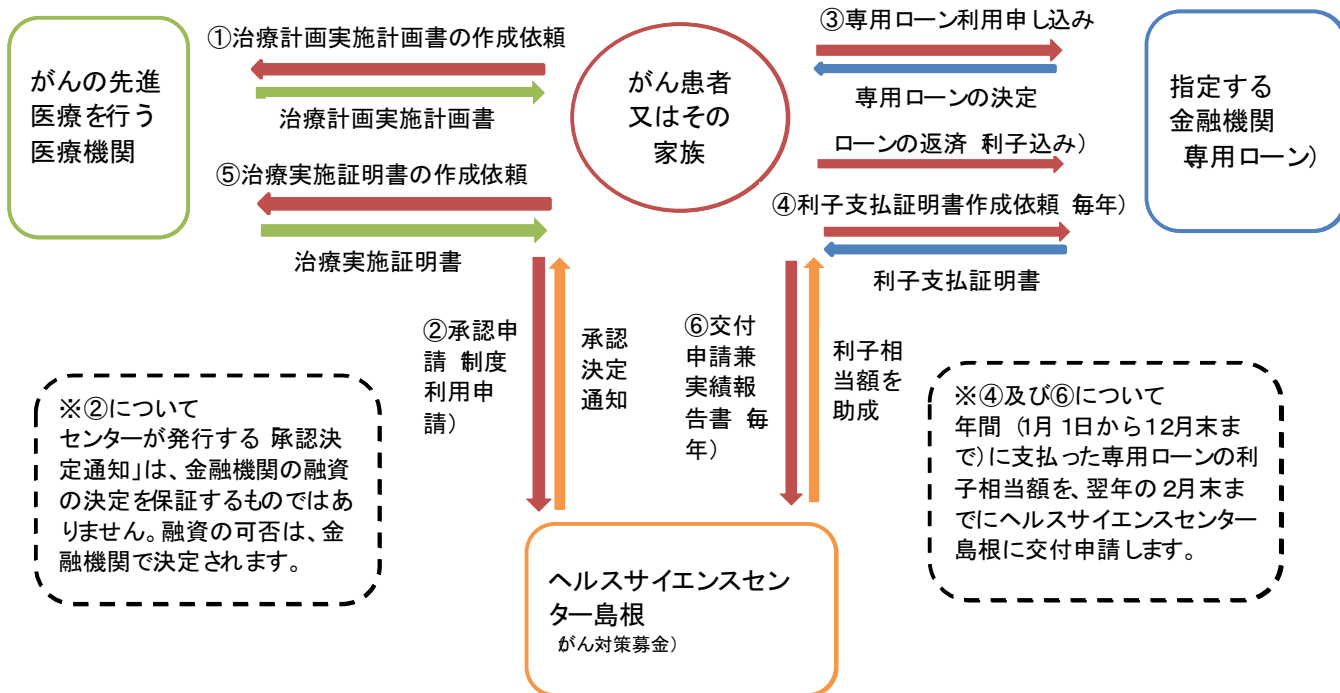
○問い合わせ 及び 事業申請窓口

公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根

住所：島根県出雲市塩冶町223-7

電話番号：0853-22-9343

○制度利用の手順



○＜参考＞先進医療について

先進医療及び先進医療を実施している医療機関は、随時変動があります。最新の情報は、別記窓口へお問い合わせいただくか、以下の厚生労働省ホームページで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kan.htm>

がんの先進医療の例

先進医療の名称	医療機関	適応症	先進医療費
粒子線治療(陽子線、重粒子線)	兵庫県立粒子線医療センターほか	限局性固形がん	約300万円

※上記、先進医療費は、ホームページ検索調査等による大まかな目安です。詳しくは医療機関にお問い合わせください。